

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月23日

京都市消防局長 名畠 徹

行政区	訓 練 実 施 場 所	吹 鳴 日 時	出動車両
上京区	上京区一条通七本松西入滝ヶ 鼻町1005番地の1 本山宥清寺	令和8年1月25日 午前10時00分～ 午前10時30分	3台

(消防局警防部警防課)